

事業主の皆様へ

広島県三次市長  
(市民部課税課)

令和 8 年度（令和 7 年分）給与支払報告書の提出について（依頼）

平素から本市税務行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書の法定提出期限は令和 8 年 2 月 2 日（月）となっていますが、事務整理の都合上、令和 8 年 1 月 19 日（月）までの提出にご協力をお願いします。

今回の依頼は本市で令和 7 年度中に特別徴収を実施された事業所や、以前に本市へ給与支払報告書を提出いただいた事業所に送付しています。

令和 7 年中に給与等の支払いがない、三次市の方がいない等の理由により提出が不要の場合は、大変お手数ですが、同封の総括表の人数欄に「0 人」と記載しご提出ください。提出が難しい場合は電話で受け付けます。

なお、事業主の方（事業を継続されている方）は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員（退職者・休職者・給与不定期支給者・乙欄該当者などを除く）について、個人住民税は「特別徴収」（給与差引）とすることが法律上義務付けられていますのでご理解とご協力をよろしくお願いします。

【給与支払報告書の問い合わせ先・提出先・提出方法】

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

三次市市民部課税課市民税係

電話: 0824-62-6122 FAX: 0824-62-6352 E メール: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

提出方法: eLTAX, 郵送, 持参（課税課または各支所, 開庁時間: 平日 8:30~17:15）

※詳しくは三次市ホームページ「給与支払報告書の提出について」をご覧ください。

「情報を探す」ボタンからページ ID 検索も可能です。（ページ ID: 10332）

※eLTAX で提出された場合、翌年分から総括表等の様式は送付しません。

## ● 納付書類について

- 1 三次市に提出する「総括表」は、別紙の三次市提出用を切りとつてお使いいただき、必要事項を記載のうえ、「特別徴収仕切紙」・「普通徴収切替理由書兼仕切紙」と「個人別明細書」と一緒に提出してください。まとめ方は、別紙「総括表」にある図のとおりです。
- 2 他の様式の総括表を使用する場合でも、別紙の「特別徴収仕切紙」・「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を使用し、本市の「総括表」とあわせて提出してください。
- 3 税理士・会計事務所などへ依頼される場合は、別紙の「総括表」及び「特別徴収仕切紙」・「普通徴収切替理由書兼仕切紙」一式をお渡しください。
- 4 「総括表」に印刷されている法人番号、郵便番号、事業所名、所在地に修正または変更がある場合は、正しいものに朱書きで訂正してください。また、個人事業主については、個人事業主の個人番号を記載してください。

## ● 納付書類（個人別明細書）について

- 1 記載の仕方は添付資料または市ホームページ等ご確認ください。また、国税庁ホームページ内「令和7年分 納付所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」も併せてご参照ください。
- 2 納付書類（源泉徴収票）の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードしてご使用ください。また、納付書類（市提出分）の用紙は、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

### 【令和8年度からの変更点（注意事項）】

令和7年度税制改正により、給与所得控除、特定親族特別控除の創設、扶養親族等に係る所得要件の引上げが行われます（基礎控除については、所得税のみの改正）。添付資料または右二次元バーコードから市ホームページをご確認いただき年末調整の際はご注意ください。

